

神奈川県監査委員公表第 11 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 23 年 5 月 20 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
神奈川県監査委員 国 吉 一 夫
職務執行者
同 此 村 善 人

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立体育センター
- 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 8 日（平成 22 年 4 月 13 日及び 14 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 契約事務において、体育センター機種等選定会議に諮るべき委託案件 2 件を同会議に諮ることなく執行していた。2 財産管理事務において、掲示板の設置に当たり、設置した掲示板を工作物台帳に記録していなかった。3 庶務事務において、公務出張に係る旅行命令を行っていないものが 4 件あった。	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の契約事務については、関係法規の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法規の周知徹底を図り、複数職員による相互の確認体制を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。2 財産管理事務については、関係法規の理解が不十分であったことによるものである。工作物台帳には、平成 22 年 8 月 24 日に登録した。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による相互の確認体制を徹底するとともに、連携の強化を図ることとした。3 庶務事務については、出張に係る事務手続の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務手続の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名

神奈川県立総合教育センター

- 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 18 日（平成 22 年 4 月 8 日及び 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 追録代の執行に当たり、年度当初に概算伺いをもって支出負担行為として整理すべきものをしていなかった。また、見積書、納品書及び請求書に加筆し、その内容を変更していた。これに伴い、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払の時期を超えて支払っていた。2 出張先における予期し得る経費を資金前渡ではなく立替払で処理し、その後の事務処理も不適切であった。	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の支出事務のうち、追録代の執行については、関係通知等の理解及び支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。また、見積書、納品書及び請求書については、同一の日付で提出されたが、再提出させる手間を省くため、内容変更を行ったものである。 今後は、このようなことがないように、関係通知等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。2 資金前渡ではなく立替払で処理していたことについては、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員相互で情報を共有し、複数の職員による進行管理を徹底して、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立歴史博物館
- 2 監査実施日
平成 22 年 1 月 27 日（平成 21 年 12 月 22 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、ペーパークラフトの製作委託費の支払に当たり、履行確認前に支出していた。</p>	<p>指導事項については、製作委託した事業と、それを利用して企画した事業を別事業として認識していたため、最終事業の完了をもって支払手続を行うべきところ、製作委託した事業の完了をもって、支払手続を行ったものである。 今後は、このようなことがないように、経理、事業の担当課が情報を共有して事業内容を十分に精査するとともに、複数職員により相互に確認する体制を強化し、適正な</p>

事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立生命の星・地球博物館
- 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 17 日（平成 22 年 4 月 15 日及び 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあつた。2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費立替収入の算定に当たり、レジスターの消費電力量を含めていなかった。3 物品管理事務において、所属で購入した被服の貸与状況が明確にされていなかった。4 歳計外現金事務において、前回の監査で納付期限の遵守について指摘がなされていたにもかかわらず、今回も所得税を納付期限後に支払っているものがあつた。	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の予算の執行については、会計事務処理についての認識が不足していたため、支出負担行為の起票が遅れたものである。 今後は、このようなことがないように、会計局長通知（平成 22 年 3 月 31 日付会指第 102 号）により、適正な事務処理に努めることとした。2 収入事務については、レジスターの電源について、認識誤りがあり、また、光熱水費立替収入の算定に当たり対象物件の確認が不十分であったことによるものである。過去 10 年分の未収入分については、徴収することとした。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。3 物品管理事務については、関係法規の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、貸付状況確認表等を作成し、適正な事務処理に努めることとした。4 歳計外現金事務については、事務処理の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないように、複数の職員による確認を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立希望ヶ丘高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 2 日（平成 22 年 4 月 27 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬、処分の委託契約締結に当たり、適正な見積書を徴していなかった。また、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された内容が記載されておらず、契約に伴う覚書についても表現が適切でなかった。</p>	<p>指導事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立旭高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 25 日（平成 22 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。 2 契約事務において、教卓ほか 1 件の購入に当たり、会計局長通知（平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号）に反し、3 月に契約を締結していた。</p>	<p>1 指導事項の予算の執行については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図るとともに、進行管理を徹底し、計画的な予算執行に努めることとした。 2 契約事務については、関係書類を整えるのに日数を要したことから、契約の締結が遅れてしまったものである。 今後は、このようなことがないように、複数職員により相互に確認する体制を強化するとともに、迅速な事務処理に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立横浜旭陵高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 25 日（平成 22 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定に当たり、2回に分けて調定すべきところ、一括して調定し、新台帳価格決定後、差額を還付していた。</p>	<p>指導事項については、4月当初の調定時に誤って一括で調定してしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令及び通知等を周知徹底するとともに、複数職員による確認を行うなど、事務処理体制の強化を図ることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立港北高等学校
- 2 監査実施日
平成22年5月21日（平成22年4月27日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成22年8月13日（神奈川県公報号外第63号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、災害対策用ろ水機保守点検委託料の支払に当たり、履行確認前に支出していた。</p>	<p>指導事項については、契約期間が経過したのち、履行確認を行い、支出すべきところ、進行管理及び履行確認体制が不十分であったことにより、支払時期を誤ったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立霧が丘高等学校
- 2 監査実施日
平成22年5月31日（平成22年4月26日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成22年8月13日（神奈川県公報号外第63号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、次のとおり事務処理が著しく不適切であった。 1 産業廃棄物の運搬・処分業務委託</p>	<p>1 指導事項の検査に関する調書の作成については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことから、検査調書の作成</p>

<p>で、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していないものがあった。</p> <p>2 外壁落下防止工事で、契約書の作成や支出負担行為を行わず工事に着手していた。</p>	<p>を行わなかったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係諸規程の周知徹底を図るとともに、複数職員による相互の進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約書の作成を行わずに工事に着手していたことについては、関係書類の確認等に日数を要し、契約書の作成が遅れたことによるものである。また、支出負担行為については、会計事務処理についての認識が不十分であったことにより、工事着手後に行ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約業者の決定後、速やかに支出負担行為を行うようにするとともに、複数の職員で相互に確認を行い、迅速かつ適正な事務処理に努めることとした。</p>
---	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立市ヶ尾高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 21 日（平成 22 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 収入事務において、現金領収した現金の収納に当たり、神奈川県財務規則に定められた期間内に指定金融機関等に納付していなかった。</p>	<p>指導事項については、納付期限の算定に当たり、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、指定金融機関等の非営業日を除外して納付日を判断したことから、納付期限を過ぎて納付したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図るとともに、進行管理表を活用し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立川和高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 31 日（平成 22 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、部室扉・侵入防止柵改修工事に係る支出負担行為を完成検査後に行っていた。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物の運搬・処分業務委託で、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していないものがあった。</p>	<p>1 指導事項の予算の執行については、支出事務の進行管理が不十分であったため、支出負担行為が遅れたものである。 今後は、このようなことがないように、職員相互による確認をより一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規則の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立舞岡高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 1 月 5 日（平成 21 年 12 月 8 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、出張先における予期し得る経費を資金前渡ではなく立替払で処理し、その後の事務処理も不適切であった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったとともに、事業担当者と経理担当者との連絡調整が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法規の周知徹底を図るとともに、事業の実施に当たっては、職員相互の連絡を密にし、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立瀬谷高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 23 日（平成 22 年 4 月 27 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、窓枠等補修工事に係る支出負担行為を遡って行っていた。 2 支出事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の時期を超えて支払っているものがあつた。 3 契約事務において、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成すべき金額であるにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の予算の執行については、予算の事務執行に係る進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、計画的な予算の執行を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。 2 支出事務については、契約内容の確認が不十分であつたため、支払期限を誤って認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容の確認をより一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、契約金額と神奈川県財務規則の規定に基づく金額との照合が十分に行われなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員により確認する体制を整え、適正な事務執行に努めることとした。
---	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立川崎工業高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 1 月 12 日（平成 21 年 12 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 4 月 16 日（神奈川県公報号外第 38 号）神奈川県監査委員公表第 6 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>支出事務において、図書代 3 件に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を活用し、複数の職員による相互の進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立新磯高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 1 月 5 日（平成 21 年 12 月 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 4 月 16 日（神奈川県公報号外第 38 号）神奈川県監査委員公表第 6 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、物品管理票の整理が行われていなかった。</p>	<p>指導事項については、物品使用者の把握が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、物品管理票の整理については、複数の職員による進行管理を徹底し、適正な物品管理に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立横須賀工業高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 4 月 20 日（平成 22 年 3 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、複数年度を借用期間とする電子複写機の賃借等契約に当たり、自動更新条項付きの単年度契約を締結していた。 2 物品管理事務において、所在の確認されない備品があった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の契約事務については、関係法令の理解が不十分であったことにより、契約手続を誤ったものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、適正な管理がなされていないため、所在不明となったものである。 今後は、このようなことがないように、物品の管理体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立海洋科学高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 1 月 15 日（平成 21 年 12 月 11 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、消防用設備点検業務代 1 件の契約内容に誤りがあり、</p>	<p>指導事項については、契約内容及び履行内容の確認が不十分であったことによるも</p>

3,570 円を過大に支払っていた。	<p>のであり、過大支払分等については、平成 22 年 3 月 5 日までに戻入等の処理を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による契約時の内容確認を徹底するとともに、履行確認体制を強化するなど、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--------------------	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立小田原高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 21 日（平成 22 年 4 月 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 収入事務において、光熱水費立替収入の調定に当たり、神奈川県財務規則に定められた日（調定の日から 20 日以内）を超えて納付期限を設定しているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であり、複数職員による確認が徹底していなかったため、納付期限を誤ってしまったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立逗葉高等学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 4 月 8 日（平成 22 年 1 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 支出事務において、前渡金の精算報告が遅れているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理体制の強化を図り、複数の職員による確認を行うなど、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立三浦臨海高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 1 月 6 日（平成 20 年 12 月 5 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 4 月 24 日（神奈川県公報号外第 27 号）神奈川県監査委員公表第 9 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 契約事務において、複数年度を借用期間とする電子複写機及び印刷機の貸借等契約に当たり、自動更新条項付きの単年度契約を締結していた。</p>	<p>指導事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、関係法令の周知徹底に努めるとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立座間高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 12 月 4 日（平成 21 年 11 月 19 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 1 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 予算の執行において、平成 21 年度に入ってから平成 20 年度の日付に遡って支出負担行為を行っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であり、また支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規則の周知徹底を図るとともに、進行管理表を作成し、複数の職員による相互の進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保土ヶ谷養護学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 11 月 25 日（平成 21 年 11 月 4 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 1 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
-------	-------

<p>(指導事項) 庶務事務において、扶養手当1件の支給誤りがあり、他の手当への影響額を含め 459,690 円を過少に支給していた。</p>	<p>指導事項については、扶養手当の支給額の確認が不十分であったことによるものであり、459,690 円については、平成 21 年 12 月 16 日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、職員の人事異動時及び年度当初の確認を徹底し、適正な給与事務の執行に努めることとした。</p>
---	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立三ツ境養護学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 20 日（平成 22 年 4 月 26 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、厨房用冷蔵庫の購入に当たり、納品、請求書受領後に執行伺票を作成し、決裁を行っていた。</p>	<p>指導事項については、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の進行管理を徹底して、事務処理体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立武山養護学校
- 2 監査実施日
平成 22 年 4 月 15 日（平成 22 年 3 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、産業廃棄物の処分に当たり、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可のない業者と契約していた。</p>	<p>指導事項については、契約の相手方が産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可事業者であるかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認をより一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会
- 2 監査実施日
平成 21 年 11 月 17 日（平成 21 年 10 月 8 日及び 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 2 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 物品管理事務において、指定管理業務に係る物品のうち、所在が把握されていないものがあった。</p>	<p>指導事項については、物品の異動状況を記録せず、県においても、指定管理者に定期的に確認を行うよう指導していなかったことによるものである。当該物品については、調査を行い、所在を確認した。</p> <p>今後は、指定管理者においては、定期的に物品の所在及び数量を確認するとともに、県においても、その履行を確認することとした。</p> <p>県は、今後の適切な事務処理の徹底について指導した。</p>

- 1 監査実施箇所名
財団法人かながわ考古学財団
- 2 監査実施日
平成 21 年 11 月 11 日（平成 21 年 10 月 5 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 3 月 5 日（神奈川県公報号外第 5 号）神奈川県監査委員公表第 2 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産管理事務において、固定資産の減価償却に当たり、財団法人かながわ考古学財団会計規程に反して、定額法によっているものがあった。 2 庶務事務において、県外旅費 5 件、41,110 円及び県内旅費 2 件、420 円を支給していなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の財産管理事務については、定額法による償却を行うという財団の方針を会計規程に反映していなかったことによるものである。会計規程については、平成 21 年 11 月 25 日に改定を行った。 今後は、このようなことがないように、会計規程等の定期的な見直しを実施するような体制を整えた。 県は、適正な事務処理を実施するよう指導した。 2 庶務事務については、旅費規程の確認及び職員の旅費と旅費申請についての確

認が不十分であったことによるものである。旅費については、平成 21 年 10 月 22 日に追給を行った。

今後は、このようなことがないように、旅費支給時の根拠の確認の徹底及び旅費の支給漏れの防止について、職員及び管理職による確認体制を整えた。

県は、適正な事務処理を実施するよう指導した。